

平成28年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第1号)

平成28年3月1日(火) 午前10時開会

開 会

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 審議期間の決定について
- 日程第 4 議案第 1号 小布施町行政不服審査法施行条例について
- 日程第 5 議案第 2号 小布施町立認定こども園条例について
- 日程第 6 議案第 3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 7号 小布施町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 8号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 予算特別委員会の設置について
- 日程第13 予算特別委員会委員の選任について
- 日程第14 議案第 9号 平成28年度小布施町一般会計予算について
- 日程第15 議案第10号 平成28年度小布施町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第16 議案第11号 平成28年度小布施町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第17 議案第12号 平成28年度小布施町介護保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第13号 平成28年度小布施町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について
- 日程第19 議案第14号 平成28年度小布施町下水道事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第15号 平成28年度小布施町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第16号 平成28年度小布施町水道事業会計予算について
- 日程第22 議案第17号 平成27年度小布施町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第23 議案第18号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第24 議案第19号 平成27年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）につ
いて
- 日程第25 議案第20号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）に
ついて
- 日程第26 議案第21号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3
号）について
- 日程第27 議案第22号 平成27年度小布施町水道事業会計補正予算について
- 日程第28 議案第23号 平成27年度小布施町一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第29 議案第24号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
について
- 日程第30 議案第25号 平成27年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第31 議案第26号 平成27年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第4号）につ
いて
- 日程第32 議案第27号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計補正予算（第4号）に
ついて
- 日程第33 議案第28号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4
号）について
- 日程第34 議案第29号 長野市及び小布施町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約
の締結について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

- 追加日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 追加日程第 2 議案第 4 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 3 議案第 5 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例案について
- 追加日程第 4 議案第 6 号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 5 議案第 17 号 平成 27 年度小布施町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 追加日程第 6 議案第 18 号 平成 27 年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加日程第 7 議案第 19 号 平成 27 年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加日程第 8 議案第 20 号 平成 27 年度小布施町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加日程第 9 議案第 21 号 平成 27 年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加日程第 10 議案第 22 号 平成 27 年度小布施町水道事業会計補正予算について
-

出席議員（14名）

- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 中 村 雅 代 君 | 2 番 | 福 島 浩 洋 君 |
| 3 番 | 富 岡 信 男 君 | 4 番 | 小 西 和 実 君 |
| 5 番 | 川 上 健 一 君 | 6 番 | 山 岸 裕 始 君 |
| 7 番 | 小 林 茂 君 | 8 番 | 小 林 一 広 君 |
| 9 番 | 小 淵 晃 君 | 10 番 | 渡 辺 建 次 君 |
| 11 番 | 関 谷 明 生 君 | 12 番 | 関 悦 子 君 |
| 13 番 | 小 林 正 子 君 | 14 番 | 大 島 孝 司 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
企画政策課長	西原周二君	健康福祉課長	八代良一君
産業振興課長	竹内節夫君	建設水道課長	畔上敏春君
教育次長	池田清人君	監査委員	畔上洋君

事務局職員出席者

議会事務局長	三輪茂	書記	堀内信子
--------	-----	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（大島孝司君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

これより平成28年小布施町議会を開会いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、3月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（大島孝司君） 町長から定例会招集の挨拶及び議案の総括説明があります。

市村町長、登壇願います。

市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○市長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。

平成28年小布施町議会3月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、久しぶりに雪が少し積りましたが、本年は、1月中旬まで暖かな日が続き、雪のない安市、あるいは成人式、出初などを迎えることができました。1月中旬以降に降雪があり、一時的に冷え込んだ時期がございましたが、例年より暖かな冬となっております。本日まで、除雪は2回、凍結防止剤散布は10回ほどの出動となり、例年の半分以下の出動となっております。

国の平成28年度の一般会計予算は1億総活躍社会の実現に向けて、子育て支援や介護サービス等の充実、教育費の負担軽減、地方創生の本格展開を図るなど、総額96兆7,218億円で、過去最大の予算規模となっております。主な財源として、税収は57兆6,040億円、公債金は34兆4,320億円となっております。

一方、国の平成27年度補正予算は、地方創生を重要課題と位置づけ、地方創生の本格展開等に必要な経費1,670億円のほか、国や自治体等のサイバーセキュリティ強化に520億円、年金生活者等支援臨時福祉給付金に3,390億円を計上しており、当町も補正予算の中でこれ

らの国庫補助を見込み、地方創生加速化交付金事業関連で6,528万1,000円、あわせて、情報機器のセキュリティ強化対策1,761万6,000円などを計上させていただいております。

国では、平成28年度の地方財政政策で、地方創生等の諸課題に取り組みつつ、地方が安定的に財政運営を行うため、地方の一般財源総額について、平成27年度を約0.1兆円上回る61兆6,792億円と見込んでおります。

一方、地方交付税の総額は前年度比0.3%、546億円減の16兆7,003億円であります。経済回復の実感の薄い地方にとって、地方交付税の減額は大きな問題であり、地方にも確かな経済回復を実感できる経済対策をとるよう期待するものであります。

平成28年度の主要な施策について申し上げます。

平成27年度は、地方創生元年として、人口ビジョン・総合戦略を策定し、小布施町総合計画後期基本計画の見直しを行ってまいりました。基本構想審議会の委員の皆さんを初めとして、大勢の町民の皆さんのお力を得て、小布施町の未来の姿を構想していただきました。この場をおかりして、厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

平成28年度は、小布施の未来の姿を現実のものとするための第一歩を踏み出す年です。平成27年10月に策定、公表いたしました小布施町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、将来の人口ビジョンとして、小・中学生の1学年の人数を常に100人維持することを目標とするとともに、次世代を担う若い方たちの力が最大限に発揮されるまちづくりを実現いたします。また、町の魅力を高めて、交流を推進することで、定住による人口維持をできるだけ実現するために、今後、さまざまな事業を展開してまいります。その一端を担うのは、本年度末に設立を予定しているイノベーションセンターであります。まちづくりでご協力いただいている各大学機関に加えて、若者会議をきっかけとして協働が始まった民間企業、町民の皆さんにも積極的におかかわりをいただきたいと思っております。

町にお越しになる皆さんが、一定期間町で暮らす経験を移住定住へにつないでいくため、先駆けとして、映像クリエイターの皆さんなどを対象とする二地域居住を進めるとともに、教育機関とも連携し、小・中学生を対象としたクリエイティブな学びの場の提供も実現していきたいと考えております。また、文化と健康を軸としたコンシェルジュツアーなどの観光コンテンツを開発し、小布施町における本物の観光というものを確立していきたいというふうに考えております。

この事業を中心に、国の補正予算である地方創生加速化交付金を活用し、地方創生に係る事業を加速度的に推進するため、今議会に補正予算として上程させていただきました。よろ

しくご審議いただきたく、お願いを申し上げます。

ふるさと納税は、平成27年度から感謝特典を充実させていただいた結果、多くの方からたくさんのご寄附をいただきました。平成28年度も、さらに感謝特典を充実させ、農業を初めとする産業の発展を図るとともに、小布施町にお越しになり、交流いただく小布施ファンをふやしていきたいと考えております。都会にお住まいの皆さんがふるさとを応援する、ふるさととの関係性を強くする、そのために寄附をするという本来のふるさと納税の理念に鑑み、小布施ならではの感謝特典を考えてまいります。また、地方再生法改正に伴う企業版ふるさと納税についても、応援いただけるような事業を構築し、寄附いただけるよう準備を進めてまいりたいと思っております。

官学の連携につきましては、引き続き慶應義塾大学や東京大学など、これまで関係性を築いてきた大学や研究機関と連携協働しながら、町の具体的な課題解決につながる研究やプロジェクトに取り組んでまいります。

来年度の慶應SDMとの連携については、次の2つを柱に事業を計画しております。

1つ目は、まだ新しい学問領域であるSDM学の思考法や手法を使いながら地域課題の解決に取り組む地域人材の育成であります。具体的には、町民の皆さんや周辺地域の方々を対象に、慶應SDMの教官や関係者から、システム思考、デザイン思考、マネジメント思考といったSDMの基本思想やその応用事例などを学ぶ、(仮称)SDM学入門講座を複数回開催するとともに、この入門講座の参加者を中心に、具体的な事業の立ち上げを目指す(仮称)小布施インキュベーションスクールの実施を計画しております。

2つ目は、慶應SDMの学生がSDM学の思考法や手法を使って、小布施の具体的な課題について調査研究し解決につなげる実践研究であります。小布施だけでなく、全国的に課題となっている具体的なテーマを設定し、町内での調査活動やフィールドワーク、ディスカッションなどを経て、課題の解決に向けた政策や仕組みを考え、提案するとともに、実践につなげていくというもので、現在、大学側と協議を行っているところであります。

東京大学との連携については、持続可能な地域コミュニティをテーマに事業を計画し、地域ごとの定住促進や空き家活用の調査研究、実践に取り組む予定にしております。

全国から思いと実行力のある若者が集い、地方や日本のこれからの自由に議論し、行動するための環境をつくり、新しい価値観や具体的な行動を生み出す小布施若者会議は、その思いに共感したメンバーにより、毎年引き継がれ、5年目を迎えます。

これまでも申し上げてまいりましたが、小布施若者会議を通じて国内外の若者による主体

的な動きが加速するとともに、各地に伝播をいたし、各方面から評価をいただく一方で、町内の皆さんに対しては、ご案内やご報告が足りずに、十分に理解していただき、かかわっていただけていないことは、反省点でもございます。

町内外の若者や企業の皆さん、大学等研究機関、交流市町村、さらに数多くの方々のご協力をいただいていることを肝に銘じて、5年目としてふさわしい小布施若者会議の姿を考えてまいります。また、共感いただける企業の協賛や適正な参加者負担をいただく中で、将来的には自立をいたし、若者会議の継続的な実施と、そこから生まれる新たな事業や活動の核となる母体として、慶應SDMから今般新たに創設する予定のイノベーションセンターに企画運営の中心を引き継いでまいります。

定住促進は、町内の方々に向けて情報発信をする、情報共有に力を入れてまいります。自治会ごとの人口の実態などをつまびらかにし、目指すべき将来の姿をイメージしながら、地域住民の皆さん、行政、コーディネーターが一体となって考え、実践してまいります。あわせて、活用できる空き家情報の集約や地域住民の皆さんによるサポート体制の構築など、移住定住の受け皿づくりを進めてまいります。さらに、お試し居住や移住体験を行うための拠点整備やプログラムづくりに取り組んでまいります。

昨年初めて採用をいたしました地域おこし協力隊は、秋から1名が活動しております。今般、2人目の隊員の準備が整い、慶應SDMの一員として委嘱を行いました。4月からは、さらにもう1名、主として、小布施見にマラソンの事務局員として委嘱する予定で、合わせて3人の協力隊員が活動することになります。また、小布施に移住定住する若い世代の方の住宅取得を支援する定住促進補助金につきましては、来年度で3年の期限を迎えることから、その検証と見直しを行ってまいります。

農業の振興にも重点的に取り組んでまいります。

国では、農林水産分野における今後の推進策として、「努力が報われる農林水産業の実現に向けて」と題したTPP対策方針をまとめました。この中で、町における主力作物であるリンゴやブドウなどを見ますと、完全自由化の影響は限定的と見込まれますが、国産価格の下落も懸念されることから、生産性向上、あるいは、さらなる品質向上等の体質強化対策の検討が必要とされております。

町では、以前より農業生産基盤の体質強化策として、果樹産地としての知名度拡大を進めることで、他の産地に打ち勝つ力強い産地づくりを進めてまいりました。

昨年秋は、メディアの効果もあり、ブラムリー産地として広く全国に知っていただき、多

くの皆さんに町にお越しいただくとともに、農産物をお買い求めをいただきました。総合公園一般駐車場内での小布施物語やお百ショップ、あるいは、栗どっこ市や6次産業センターなど、町内の農産物を取り扱う直売所も多くの皆さんにお越しをいただき、売り上げ増加につながったと伺っております。特に、ブルムリーを扱う振興公社では、インターネットを通じた販売が評価され、2015年度ネットショップにおけるフルーツ部門で、全国第1位としての賞を受けさせていただきました。

町においては、これまで培ってきたまちづくりから、毎年大変多くの皆さんにお越しをいただいております。こうした強みを今後の農産物販路拡大にさらに活用することで、果樹産地としての知名度拡大につなげ、持続可能な強い農業・農村づくりを目指してまいります。町農業の活力維持に向け、生産基盤である農家の減少・高齢化や農地の減少、あるいは生産インフラの老朽化など、課題解決に向けた取り組みを進めます。

これからの町農業の担い手となる新規就農者の確保につきましては、今年度12名の方が青年就農給付金制度を活用し、営農を開始されております。新年度には新たに4名の方が就農を開始される予定であり、平成24年度制度開始以来、16名の方に新たに農業に従事していただくこととなります。

新規就農希望者確保に向けた活動を加速させるため、町情報の発信機会の拡大を図ります。県などが行う農業人フェアに加え、町のアンテナショップである赤坂小布施町においても、常時、町農村・農業情報等を発信いただき、より多くの方に小布施の農業に関心を寄せていただける取り組みを行ってまいります。

また、既に就農された皆さんがこれからの町農業の中核的担い手として活躍いただけるよう、町と交流のある全国の市町村や団体などが行う物産展など、新規就農の皆さん方を初め、意欲ある農家の皆さんのご出展を支援することで、販路の拡大につなげていただけるよう拡充を働きかけてまいります。

販路拡大の一つとして、九州地区への積極的な販売推進を図ります。振興公社と協働で進めるブランド戦略事業において、九州地区全域を販売エリアとして展開する事業所とブルムリーの取り扱いを進めております。今後は、ブルムリーに加え、他の生鮮品・加工品など、町農産物全般について取り扱いを行っていただけるよう、積極的な展開を図ってまいります。

町内の商店街活性化対策につきましては、町にお越しになる皆さんの消費需要に応じた展開が主となる中で、新たな創業や経営革新、あるいは事業継承など、多角的な経営体の構築に向けた支援を進めてまいります。商工会とも連携し、地域における経済動向把握や新規創

業、あるいは経営革新支援、小規模事業者販路開拓支援を進めるための意向調査を実施いたします。この調査により町内事業所の皆さんの今後の経営に対する方針等を確認し、真に必要な支援の構築による商工業活性化につなげてまいります。

健康のためのウォーキングと町内のさまざまな資源を組み合わせ、参加いただく皆さんにきちんとご案内することで、新たな雇用の創出もあわせて目指す健康と交流による新たな産業の創出事業を進めております。町民の皆さんには、健康づくりに役立っていただくとともに、お見えになる皆さんにも、新たな町の魅力として情報発信し、誘客促進を目指してまいります。

新年度においては、関連する民間企業の皆さんと協働し、モデル的な事業を実施する予定であります。先駆的に取り組まれる事業等を参考にしながら、町に合った独自の事業構築を図ってまいります。

国の平成26年度補正予算地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、繰越事業で実施してまいりました小布施町安心して暮らせる家リフォーム等補助金事業も、支払いのみを残すところとなりました。補助金額は1,645万8,000円で、103名の方にご利用いただきました。リフォーム等に係る総額は1億7,600万円ほどとなりました。

国道403号の整備につきましては、道路管理者の長野県須坂建設事務所で現地測量を行い、沿道住民の皆さん、関係の皆さんに計画案をお示しし、整備にご理解をいただいたところであります。それを踏まえ、2月8日発表の県の平成28年度当初予算案で、新規整備箇所として国道403号伊勢町・上町間が盛り込まれました。国道403号が小布施らしい道になるよう、町民の皆さんのご支援、ご協力をお願いするところであります。

生活幹線道路の舗装修繕事業や橋梁補修事業、道路改良事業や町内水路の改良事業は、地元のご要望も考慮しながら、緊急度・優先度に応じて計画的に整備してまいります。特に、最近のゲリラ豪雨に対応するため、北部水路、矢島水路など、町の下流部の幹線水路の改修を進めてまいります。あわせて、下流域への流下流量の軽減を図るため、伊勢町地区に約800トンの雨水調整池の整備を行ってまいります。

下水道の各家庭へのつなぎ込みを示す水洗化率は、平成28年1月現在で、公共下水道と農業集落排水の合計で95.3%となっております。未接続のご家庭約180戸の皆さんには、引き続き、接続いただくよう、お願いと働きかけを行ってまいります。

平成25年度から実施しております集落排水事業の機能強化工事は、平成27年度で雁中処理場が完了いたし、現在、平成29年度の完了を目指し、北部処理場で実施をしております。

また、下水道事業特別会計、集落排水事業特別会計の企業会計化への早期の移行に向け、取り組んでいるところであります。

水道事業は、収益的収支では純利益が見込め、今後も安定した財政運営となる見込みであります。水道施設の整備は、安全で安定した水道水の供給のため、老朽配水管の布設替を引き続き計画的に進めてまいります。本年度見送りとなりました配水池の整備は、当初計画した新しい施設の見直しが必要なことから、その素案ができた段階で町民の皆さんからご意見をいただき、最終的な施設の形や発注方法等を決定し、資金等の状況を見る中で、早期事業着手に努めてまいりたいと存じております。

次に、健康施策について申し上げます。

医療の高度化・高額化、加入者の高齢化等により医療費が増加する中、昨年12月会議では国民健康保険の税率の見直しをお願いし、議決をいただきましたが、心苦しく、申しわけなくも思っております。

この増加する医療費の抑制のため、改めて健康づくり、予防活動を重点的に取り組んでまいります。自分の健康はみずからつくり守るを基本としながら、保健師・管理栄養士の訪問などにより、健診の受診をお勧めし、相談・指導をきめ細かにを行い、健診結果から、特にハイリスクの方への訪問・生活改善に力を入れてまいります。

医療機関にかかっている方で特定健診を受けていない方を対象に、特定健診と同じ検査項目の血液検査をかかりつけ医で行っていただくよう、町内医療機関の先生方をお願いしてまいります。町民の皆さんに、ぜひご理解、ご協力をお願いをいたし、健診受診率の向上につなげてまいります。

また、スポーツクラブおぶせの皆さんとともに、さらにウォーキング事業を推進することで、地域住民の皆さんの健康増進を図り、医療費の抑制につなげてまいりたいと思っております。

新年度で予定している保健福祉委員の地区学習会等では、健康づくりの大切さやウォーキングの取り組みなどに理解をいただき、実践につなげていくとともに、各自治会や町内各種団体へ健康づくりをテーマに出前講座を開催してまいります。健康づくりや新たな産業創出に向け、多面的にウォーキングを活用することを具体化するため、ドイツで5月に開催されるハイキングワールドカップ大会に参加し、現地での交流とイベントのあり方等を研修してまいります。

福祉施策につきましては、昨年度作成した第6期介護保険事業計画の中でも述べておりま

すが、超高齢社会を迎え、さらに、団塊の世代が75歳以上となる西暦2025年に向けて、介護が必要になっても住みなれた地域でお暮らし続けることができるよう、介護や医療、予防や生活支援、住まいなどを包括的にご提供できる地域包括ケアシステムの構築が重要な課題であり、早急な策定が求められます。

加えて、介護保険法の改正により、比較的介護度の軽い方を対象とする地域支援事業が見直され、市町村に合った形の新しい総合事業として、民間企業やNPO、協同組合、社会福祉法人、ボランティアなどの多様な主体による生活支援を行う仕組みを早急につくることが、あわせて求められております。

そのために、ことし1月下旬に、地域の資源である町内の医療・福祉事業の皆さんや住民ボランティア団体等の多くの方々のご参加をいただき、地域包括ケア推進懇談会「あったかい議」を立ち上げました。平成29年4月までに、小布施独自の仕組みづくりを行ってまいります。

マイナンバーにつきましては、昨年中に、12桁の個人番号が記載された通知カードが、県下の中でもいち早く配達されました。その際に、直接手渡しが行えなかった方の通知カード約30通を町で一時保管しております。通知カードは、できるだけ早くにお渡ししたいと考えておるところであります。

また、個人番号カードの交付を希望された方へは、その交付手続を2月上旬から戸籍窓口で始めております。今後、住所の異動に伴い、マイナンバーの提示などが必要となります。大切な個人情報のもとである通知カード等を大切に保管していただきますようお願い申し上げます。マイナンバー制度に便乗した詐欺等も全国で発生しており、高齢者を狙った特殊詐欺への注意喚起をお願いし、あわせて、広報等で引き続きお知らせをしております。

安全・安心なまちづくりを目指し、町民の皆さんとともに防災を考える機会として、防災訓練を実施しております。水害を想定した訓練を取り入れるなど、地域の実情に合った内容とするなど、訓練の充実を来年度は図ってまいります。

職員の研修、人材育成についてであります。現在試行的に行っている人事評価方法を導入いたします。町民の皆さんのお声にお応えできるような人材の育成を目指し、導入後も、引き続き研修等を重ねてまいります。また、職員が健康であってこそ職場環境の充実が図られることから、産業医の選任及び安全衛生委員会の設置を行い、特に、メンタルヘルスについては、臨床心理士などのご協力を得て、相談体制の充実や研修会の機会を設けてまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

教育面では、子供さんの自立に向けて、生きる力を育む教育を推進してまいります。また、学校・家庭・地域のつながりを深め、子供たちにとって安全で安心な地域づくりを行うとともに、地域の伝統・文化を生かし、郷土を愛する心を育て、地域全体で子供を育む環境を整備してまいります。

就学前の教育・保育に関するさまざまなご要望に幅広く対応するために、新年度から栗ガ丘幼稚園を認定こども園に移行いたします。新設をしております給食室と未満児保育室を活用し、3歳未満児の受け入れ枠の拡大を図ります。このことにより、保育園2園を含め、保護者の保育ニーズに対応できる体制が整います。今後は、さらに安心して預けていただける受け入れ体制を整えてまいります。

一時的保育及び休日保育は、昨年同様、エンゼルランドセンターで行うとともに、それぞれの園では、降園後と長期休業期間中の預かり保育を引き続き実施し、保護者の皆様のご要望に対応した保育を行ってまいります。

新たに、小布施学園コミュニティスクールを導入いたします。小布施町の幼保小中一体となった組織が特徴で、園、小学校、中学校、家庭、地域が目標を共有し、知恵を出し合い、連携しながら、よりよい園・学校、開かれた園・学校づくりを推進いたします。今後、公募により委員を募集し、コミュニティスクール運営委員会を組織してまいります。

幼保小中一貫教育事業では、引き続き、地域の特性を生かした特色あるきめ細やかな一貫教育を推進するため、学習のつまずき解消や学習意欲の向上を図る学力向上支援事業や、学習塾と連携した学習支援セミナーを行います。特に、新たに教科学習支援員として、中学校に英語・数学の特別加配専任教諭を配置してまいります。小学生も含めた基礎学力の定着・学力向上に一層努めてまいります。

お一人お一人の特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の成長を、関係部署・機関と連携して、早期からのきめ細やかな対応と適切な支援を行います。

生活面や学習活動で困難を抱えながら、周囲から理解されにくい発達障害児等、コミュニケーションの苦手な子供たちの特性を理解し、子供たちの自立を目指してサポートできるよう、保護者の皆さんや地域の皆さんなど、周りの大人がかかわり方を学ぶ環境を整備してまいります。新たに、臨床発達心理士、臨床心理士、療育コーディネーター等、専門職による、仮称ではありますが、子ども発達相談を実施してまいります。保護者の皆さんが日ごろから抱える悩みなどを安心して話し合い、相談のできる環境づくりに努めてまいります。

放課後児童クラブは、サポートが必要なお子さんも安心して入所できるよう、施設・設備

の充実に努めてまいります。職員研修等の実施により、支援に携わる職員や指導員の専門性の向上にも努めてまいります。

子ども教室では、通学合宿を2月14日から5泊6日の日程で、上松川コミュニティセンターで実施をいたしました。通学合宿は、一定の期間、異年齢の子供たちが衣食住をともにして、自主性や協調性、感謝の心などを育てるものであります。今回は、小学校4年生から6年生まで、17名の参加のもとに、地域の皆さんのご協力をいただき、実施をいたしました。今後、より多くの地域で開催できるように努めてまいります。

小学校では、現在使用しているパソコンのリース契約満了に伴い、新たなパソコン導入とともに、各教室にプロジェクターを設置いたします。これにより、音声・映像による校内放送機能の充実に図り、学習環境の向上に努めます。プロジェクターは、将来は、タブレット端末などの導入とともに、新たな教育ツールとしての活用が大変期待されるものであります。

熱中症予防と健康面に配慮をいたし、集中して学習ができる環境を整備するために、小学校に空調設備を設置いたします。これにより、小学校の全教室が空調設備を完備することになります。

将来を担う中学生が、みずからの将来を模索し、さまざまな価値観に関心を寄せ、新たな価値観を学ぶ場として、大学生や社会人、地域の皆さんとの交流を軸に、世代・国籍・分野を超えて、セミナーやワークショップを2泊3日で行うグローバル体験合宿を開催いたします。全国の若い皆さんが集う小布施若者会議や高校生を中心とした小布施サマースクールのノウハウを生かして、中学生の皆さんが、世界の若者たちや町民の皆さんとともに小布施の未来を考える機会をつくってまいりたいと思っております。

昨年4月から、教育改革の一環として、新教育委員会制度が始まりました。新たに設けられた総合教育会議では、お一人お一人のお子さんの発達にさまざまな視点からアプローチすることで、乳幼児から中学生まで、切れ目のないきめ細やかな支援を行っていくことを確認しております。ご家庭のご家族の皆さんと一緒にお子さんの成長を見守り、生きる力を育てまいりたいと考えております。

健康で心豊かに人生を送ることは、私たちの切実な願いであります。生涯学習は、これからの少子化・高齢化が進む社会の変化に対応するために、それぞれの個人が積極的に学習する個々の学びを大切にするとともに、心豊かで活力あるコミュニティの形成に努め、人とかわかって課題を共有しながら学ぶ、さまざまな価値観と生き方を認め合う社会的な学びの場を提供していかなければなりません。

4年後の東京オリンピック・パラリンピックの開催など、国際化やグローバル化がさらに進む中、地域の課題を捉え、取り組み、町の活性化とつながるさまざまな方策を考える生涯学習・文化振興を展開してまいります。

小布施町の歴史・文化の象徴であり、町並み修景事業の中心施設である高井鴻山記念館は、訪れる皆さんに安心してご見学をいただくため、また、歴史的建造物として後世へしっかり引き継ぐために、本年度、脩然楼を中心に、耐震化や老朽化の調査などを行いました。今後、耐震補強や鴻山翁が存命中の時代に合わせた脩然楼の復元工事を行ってまいります。

町の新しい文化創造とも言える「おぶせ能」は、第2回の公演も、大勢の皆さんのお力とご参加により、盛会に開催することができました。将来にわたり、自主的に公演が継続して開催していただけるよう、能舞台を製作していただき、実行委員会では、能楽師の佐野 登先生のご協力をいただき、第3回目の公演開催に向け準備を進めていただいております。町も、引き続きご支援を申し上げたいと思っております。

スポーツ推進員の皆さんのご協力のもとに、魅力あるスポーツの企画立案、教室や大会での指導など、スポーツの楽しさを多くの町民の皆さんと共有してまいります。お若い方を中心に町内にも普及し、競技する方がふえているスラックラインは、引き続き、全国大会を小布施町で開催する予定であります。

また、小布施町出身の競歩選手である荒井広宙さんは、昨年、世界陸上選手権50キロ競歩において4位という好成績を残されました。本年開催されますオリンピック、また、4年後の東京オリンピックへの出場が期待されます。4月17日に石川県で開催されるオリンピック選手選考会を兼ねた日本選手権50キロ競歩では、町から大勢の皆さんとともに応援をしたいと思いますと考えております。

その他のスポーツにも活躍が楽しみな選手が育ってきています。競技スポーツの振興は、町スポーツ推進委員を初め、町体育協会や総合型地域スポーツクラブおぶせ関係の皆さんからご意見やご提言をいただき、引き続きご支援をしてまいります。

町民の皆さんの親睦と交流を深めることを目的に開催される町民運動会は、昨年、第二町民チームとして東京小布施会の皆さんを初め、多くの町外の皆さんにもご参加をいただき、盛大に開催できました。議員の皆さん方にも大変なご協力を賜り、御礼を申し上げます。今後も、町民の皆さん同士はもちろん、第二町民の皆さんのご参加をいただくなど、多くの方々との交流を深められる機会として、町民運動会の新たな魅力や可能性を探り、町の活性化にもつなげてまいりたいと考えております。また、コミュニティ対抗やオープン種目の充

実などとともに、小規模自治会の皆さんにも十分にご参加いただけるよう、どなたもが楽しんでいただける町民運動会を開催してまいります。

人権政策・人権同和教育の推進は、町民お一人お一人が人権感覚を身につけ、差別のないまちを築くため、同和教育を柱とした多様な人権学習講座を企画し、区民人権学習会を全地区で開催するように努めてまいります。

本会議に上程いたします議案について申し上げます。

提案いたします議案は、新設条例2件、一部改正条例6件、平成28年度一般会計及び特別会計等予算8件、平成27年度一般会計及び特別会計等補正予算12件、長野市及び小布施町の連携中枢都市圏形成に係る連携協定の締結1件の計29件であります。

最初に、条例案について概略を説明いたします。

小布施町行政不服審査法施行条例は、行政不服審査法が全部改正され、処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について、公正性の向上等の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しが行われました。この法律の施行に伴い、同法の規定に基づき設置する第三者機関の設置ほか、同法の施行について必要な事項を定めるものであります。

小布施町立認定こども園条例は、教育と保育を一元的に実施し、就学前児童が健やかに成長する環境を充実させるため、栗ガ丘幼稚園を認定こども園へ移行することに伴い、新たに名称・事業などを定めた設置条例を制定するものであります。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、行政不服審査法の施行に伴い、関係する複数の条例改正を行うもので、不服申し立ての手續が審査請求に一元化されることから、用語の改正を行うほか、情報公開条例や個人情報保護条例などの処分に係る審査請求については、第三者機関における詳細な調査審議手續が既に定められているため、審理員の指名を不要とするものであります。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、議員報酬の改正について定めたものであります。人事院勧告に基づき、民間企業との格差を埋めるため、期末手当を年間0.05月分引き上げるものであります。

特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例は、町長、副町長、教育長の給与等の改正について定めたものであります。人事院勧告に基づき、民間企業との格差を埋めるため、期末手当を年間0.05月分引き上げるものであります。

小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告等に基づき、民間企業との格差を埋めるため、給与の引き上げ

を行うもので、給与を平均0.5%引き上げ、期末・勤勉手当を年間で0.1月分引き上げるものであります。議員報酬、特別職の期末手当、職員給与の引き上げに関する一連の条例改正は、平成27年4月1日から適用することとしており、給与等と同時に支給することを予定していることから、関連する平成27年度一般会計補正予算（第8号）及び関連する特別会計等補正予算とともに、本日中のご審議をお願いするものでございます。

小布施町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、法改正により勤労青少年福祉法が青少年の雇用の促進等に関する法律に改められ、旧法に基づく福祉施設であった勤労青少年ホームについて、設置の根拠規定が削除されたことに伴い、条文から関係する字句等を除くものであります。

小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、障害厚生年金等が支給される場合に、傷病補償年金や休業補償の額に乗ずる調整率について、政令の改正に準拠して引き上げを行うものであります。

次に、予算について説明申し上げます。

平成28年度の一般会計の予算規模は45億3,200万円で、平成27年度当初予算に比べ2.2%増となっております。

歳入について申し上げます。

町税のうち、個人町民税については、近年の実績を考慮いたし、前年度比0.6%、284万4,000円減の4億4,496万円を見込み、法人町民税は、今年度の決算見込みを踏まえ、前年度比0.6%、23万6,000円増の3,745万4,000円を見込みました。

固定資産税については、新築家屋分の増額を見込み、前年度比1.4%、662万8,000円増の4億8,069万3,000円を見込み、町たばこ税などを加えた町税全体では、前年度比0.5%、505万3,000円増の10億5,526万2,000円を見込ませていただきました。

普通交付税は、平成27年度に引き続き、まち・ひと・しごと創生事業費に1兆円を確保し、総額の減少を最小限にするという国の地方財政政策に基づく0.3%の減及び基準財政需要額に算入されていた起債の償還終了などを踏まえ、前年度比0.5%、800万円減の15億900万円を見込んでおります。

ふるさと応援寄附金は、全国各地から非常に多く皆さんにお申し出をいただくことができました。28年度においては、さらに感謝特典の充実を通して、町内の農産物の販路を確保する観点からも、これを拡大していくこととし、前年度比313.8%、9,100万円の増となる1億2,000万円を見込ませていただきました。

繰入金は、前年度比23.3%、7,252万9,000円減の2億3,809万1,000円を計上いたしました。主なものは、財政調整基金繰入金2億3,767万8,000円であります。

町債の総額は3億7,420万円を見込みました。借換債を除く実質的な町債発行は、前年度比15.3%、4,130万円増の3億1,050万円を計上いたしました。その主なものは、道路や水路の整備に伴う建設事業に係るもので、このうち伊勢町調整池には4,500万円を計上しております。

臨時財政対策債は、地方財政政策等を踏まえ、前年度比12.9%、2,200万円減の1億4,900万円としております。臨時財政対策債は、国が地方交付税のかわりとして位置づけておりますが、町債であり、財政調整基金取り崩しとあわせ、3億8,667万8,000円になります。事業執行に係る歳出等削減を図り、臨時財政対策債の発行、基金の取り崩しには細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

続いて、歳出について申し上げます。

性質別では、人件費は前年度比5.7%増の8億84万7,000円、扶助費は、低所得で障害・遺族基礎年金を受給される皆さんへ支給する臨時福祉給付費の増などにより、1.0%増の4億9,676万3,000円、公債費は、借換債を除いた実質的な公債費が減少したことにより、3.6%減の4億7,021万7,000円となっております。

普通建設事業費は、前年度比12.7%増の3億9,389万7,000円となっております。小学校エアコンの整備費に3,551万1,000円、高井鴻山記念館恊然楼の耐震・復元工事に2,910万8,000円、町道の改修・舗装修繕に6,300万円、雨水対策のための水路の補修・改良に5,852万円、伊勢町地区に設置する雨水調整池整備に5,080万円などが、主な内訳でございます。

目的別で前年度との比較を見ますと、総務費は、ふるさと寄附金の増などから0.8%の増、民生費は、国民健康保険特別会計に対する繰出金の増により2.4%の増、農林水産事業費は、新規就農者支援事業において販路拡大支援を進めることや、小布施土地改良区ストックマネジメント事業負担金、フラワーセンター整備費などの増により14.1%の増、商工費は、臨時駐車場対策の実施により2.7%の増、土木費は、伊勢町地区に800立方メートルの雨水調整池を設置することから9.6%の増、消防費は、広域的に消防力を向上するため、須坂市消防本部に化学車・水槽車を配備することから14.4%の増、教育費は、平成27年度に実施した認定こども園化に向けた幼稚園整備工事費の減などにより3.9%の減となっております。

次に、各特別会計及び水道事業会計の平成28年度予算を申し上げます。

国民健康保険特別会計は16億7,977万8,000円、後期高齢者医療特別会計は1億1,860万

4,000円、介護保険特別会計は9億8,624万8,000円、同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計は69万3,000円、下水道事業特別会計は4億9,119万2,000円、農業集落排水事業特別会計は1億7,174万円、水道事業会計は、収益的支出で2億978万3,000円、資本的支出で1億158万5,000円であります。歳入歳出等の説明は省略させていただきます。

次に、補正予算案についてご説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算は、人事院勧告等に基づく法律の一部改正に伴い、人件費に係る補正予算（第8号）と、これを除く補正予算（第9号）を提出させていただきました。

一般会計補正予算（第8号）は、人事院勧告等を踏まえ、議員、特別職、一般職等の報酬等を引き上げるもので、714万4,000円を追加し、補正後の予算額を48億5,796万8,000円とするものであります。

歳入は、地方交付税の調整復活分297万9,000円のほか、地方消費税の交付金416万5,000円であります。

同じく、各特別会計及び水道事業会計においても、人件費に係る補正をお願いをしております。

国民健康保険特別会計は、6万7,000円を追加し16億1,939万8,000円。

介護保険特別会計は、41万5,000円を追加し9億7,228万6,000円。

下水道事業特別会計は、4万4,000円を追加し4億6,698万3,000円。

農業集落排水事業特別会計は、7万7,000円を追加し1億7,685万7,000円。

水道事業会計は、収益的支出で人件費の増額分を予備費で調整するものでございます。

一般会計補正予算（第9号）及び各特別会計補正予算について申し上げます。

一般会計補正予算（第9号）は、国の平成27年度補正予算に計上された地方創生加速化交付金など2億1,715万3,000円を追加し、補正後の予算額を50億7,512万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、地方消費税の交付金1,583万5,000円、国の平成27年度補正予算を受けて事業化する地方創生加速化交付金6,510万3,000円、自治体の情報セキュリティ強化対策補助金590万円、放課後子どもプラン総合推進事業補助金177万1,000円を初め、国民健康保険の基盤安定負担金、国・県合わせて697万5,000円、障害者の自立支援給付費の国・県の負担金725万9,000円、児童手当給付金の減に伴う国・県負担金537万6,000円の減、保育料の利用者負担の改定により771万8,000円の減、一時預かり保育や多子世帯軽減などに対する県からの交付金485万7,000円の増であり、各自治会からの公会堂耐震化に係る借入金

の償還金を財政調整基金に戻すための繰り入れ6,700万円、ふるさと応援寄附金500万円などであります。

歳出の主なものは、情報セキュリティ強化事業費1,761万6,000円、財政調整基金やふるさと応援寄附金の積み立てなど6,886万円、ふるさと応援寄附事業の経費を500万円減額し、積立金に200万円を追加、中学校のエアコン設置に800万円を充当する財源調整を行いました。地方創生加速化交付金事業として、滞在型観光とワークステイの推進による移住定住事業などに5,374万円、高齢者生きがいづくり支援事業822万9,000円、須高災害時医療体制整備負担金54万円、須高観光プロモーション事業負担金100万円、長野地域UIJターン就職促進事業負担金36万7,000円、飯綱町とともに行うグローバルコミュニケーション事業104万5,000円であります。また、マイナンバー制度に係る個人番号カードの発行が多いことから、事業費の追加189万円、国民健康保険に対する軽減分を実績に基づき一般会計から繰り出す930万1,000円、障害者の自立支援給付金1,152万2,000円、年金生活者等の支援臨時福祉給付金4,653万3,000円、児童手当給付金の減630万円、小学校の特別支援教室・放課後児童クラブに配置するタブレットの設置費187万9,000円などを計上しております。

平成27年度国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、10万8,000円を追加し、補正後の予算額を16億1,950万6,000円。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、8万2,000円を追加し、補正後の予算額を1億2,444万1,000円。

介護保険特別会計補正予算（第4号）は、9,000円を追加し、補正後の予算額を9億7,229万5,000円。

下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、83万7,000円を減額し、補正後の予算額を4億6,614万6,000円。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は、1億1,193万9,000円を減額し、補正後の予算額を6,491万8,000円とするものであります。

挨拶冒頭で申し上げました地方創生加速化交付金事業の採択につきましては、本議会中にも内示があると聞いております。内示の状況によりましては、財源の振り替えや事業の組み直しのために、改めて議会をお開きいただくことも予想されます。その際は改めてご審議をいただきたく、お願いを申し上げます。

以上、私の町政運営の基本方針と平成28年度予算案を初めとする議案についてご説明申し上げます。

よろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大島孝司君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（大島孝司君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（大島孝司君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（大島孝司君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大島孝司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

3番 富岡信男 議員

4番 小西和実 議員

以上の2名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大島孝司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の議会運営に関する事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

小林議会運営委員長。

〔議会運営委員長 小林一広君登壇〕

○議会運営委員長（小林一広君） 平成28年小布施町議会の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

会期につきましては、通年議会実施要項第2条に基づき、本日から平成29年2月28日までの365日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。今定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から平成29年2月28日までの365日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、今定例会の会期は365日と決定いたしました。

◎審議期間の決定

○議長（大島孝司君） 日程第3、審議期間の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

小林議会運営委員長。

〔議会運営委員長 小林一広君登壇〕

○議会運営委員長（小林一広君） 3月会議の運営につきまして、議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。

審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結果、本日は

ら3月18日までの18日間とすることに全員一致で決定しましたことをご報告いたします。

○議長（大島孝司君） お諮りいたします。3月会議の審議期間につきましては、委員長報告のとおり、本日から3月18日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、3月会議の審議期間は18日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第4、議案第1号 小布施町行政不服審査法施行条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第1号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第5、議案第2号 小布施町立認定こども園条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

池田教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第2号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第2号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第6、議案第3号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第3号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第3号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第7、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第4号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第8、議案第5号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第5号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第9、議案第6号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

[提案理由説明]

○議長（大島孝司君） 以上で議案第6号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号はお手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、議案第4号から議案第6号までは、本日、この後、総務産業常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第10、議案第7号 小布施町立公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

池田教育次長。

[提案理由説明]

○議長（大島孝司君） 以上で議案第7号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、社会文教常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第11、議案第8号 小布施町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第8号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第8号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第8号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎予算特別委員会の設置

○議長（大島孝司君） 日程第12、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号 平成28年度小布施町一般会計予算及び議案第10号から議案第16号までの平成28年度小布施町特別会計予算について、慎重審議を期すため、この際、議長を除く13名をもって構成する予算特別委員会を設置したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、予算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎予算特別委員会委員の選任

○議長（大島孝司君） 日程第13、予算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、議長において

中村雅代議員	福島浩洋議員	富岡信男議員
小西和実議員	川上健一議員	山岸裕始議員
小林茂議員	小林一広議員	小淵晃議員
渡辺建次議員	関谷明生議員	関悦子議員
小林正子議員		

以上、13名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました13名の議員を予算特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第14、議案第9号 平成28年度小布施町一般会計予算について
を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 議案第9号の説明の途中ではありますが、ここで昼食のため暫時休憩
いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第9号の提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第9号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第9号は、先ほど設置されました
予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第9号は、予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第10号～議案第16号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第15、議案第10号から日程第21、議案第16号までは特別会計予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第10号から議案第12号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

八代健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第10号から議案第12号までについての説明が終わりました。

続いて、議案第13号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

池田教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第13号についての説明が終わりました。

続いて、議案第14号から議案第16号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第14号から議案第16号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第10号から議案第16号までを、先ほど設置されました予算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号から議案第16号までを予算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第22、議案第17号 平成27年度小布施町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

[提案理由説明]

○議長（大島孝司君） 以上で議案第17号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第17号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第18号から議案第22号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第23、議案第18号から日程第27、議案第22号までは特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第18号から議案第22号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第18号から議案第22号までについての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第22号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号から議案第22号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

なお、議案第17号から議案第22号までは、本日、この後、総務産業常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第28、議案第23号 平成27年度小布施町一般会計補正予算（第9号）についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

田中総務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第23号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第23号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第24号～議案第28号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第29、議案第24号から日程第33、議案第28号までは特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よってこれを一括議題といたします。

最初に、議案第24号から議案第26号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。

八代健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第24号から議案第26号までについての説明が終わりました。

続いて、議案第27号及び議案第28号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

畔上建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第27号及び議案第28号についての説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第24号から議案第28号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第24号から議案第28号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（大島孝司君） 日程第34、議案第29号 長野市及び小布施町の連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

西原企画政策課長。

〔提案理由説明〕

○議長（大島孝司君） 以上で議案第29号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第29号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

先ほど総務産業常任委員会に付託しました議案第4号から議案第6号まで及び議案第17号から議案第22号までについて、総務産業常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時52分

○議長（大島孝司君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（大島孝司君） ただいま総務産業常任委員長から、先ほど委員会に付託しました案件に係る委員会審査報告書が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りいたします。お手元へ配付いたしました追加日程表のとおり、追加日程第1、総務産業常任委員長報告及び追加日程第2、議案第4号から追加日程第10、議案第22号までを日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（大島孝司君） ご異議ないものと認めます。

よって、追加日程第1及び追加日程第2から追加日程第10までを日程に追加いたします。

◎常任委員長報告（議案）

○議長（大島孝司君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第4号から追加日程第10、議案第22号までについて、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

川上総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 川上健一君登壇〕

○総務産業常任委員長（川上健一君） 総務産業常任委員会審査報告。

総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午後3時15分から、公民館講堂において、委員7名中、7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、3月会議で付託された案件のうち、議案第4号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第5号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号 小布施町職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号 平成27年度小布施町一般会計補正予算（第8号）について、議案第18号 平成27年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第19号 平成27年度小布施町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第20号 平成27年度小布施町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第21号 平成27年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第22号 平成27年度小布施町水道事業会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、副町長、総務課長等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第4号についての質疑として、支給を6月と12月にならしたのは人事院の勧告か、ならした根拠は何かとの発言がありました。

議案第5号についての質疑はありませんでした。

議案第6号についての質疑として、等級別基準職務表で4級に相当する職務の者が削除さ

れたことによって、職員のモチベーションが上がらないのではないかとの発言がありました。

議案第17号についての質疑はありませんでした。

議案第18号についての質疑として、退職手当負担金を給与費明細書に入れないのはなぜかとの発言がありました。

議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号についての質疑はありませんでした。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、総務課長等から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行い、討論を省略して、採決の結果、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号及び議案第22号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

平成28年3月1日、総務産業常任委員長、川上健一。

○議長（大島孝司君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長（大島孝司君） これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（大島孝司君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第4号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第5号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案を委員長報告のとおり決することに

賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（大島孝司君） 全員挙手であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大島孝司君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続き、予算特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長、副委員長がともにないときは議長が委員会の招集日時、場所を定めて互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいまから、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時04分